

等十九回国会
衆議院

大蔵委員會議録第五十一号

昭和二十九年五月七日(金曜日)

午前十時三十八分開議

出席委員

委員長代理理事 内藤 友明君

理事 忠雄君 理事 黒金 泰美君

理事 秀男君 理事 山本 勝市君

理事 久保田鶴松君 理事 井上 良二君

理事 宇都宮徳馬君 大上 司君

大平 正芳君 小西 寅松君

吉米地英俊君 福田 越夫君

藤枝 泉介君 福田 繁茂君

小川 豊明君 柴田 義男君

春日 一幸君 平岡忠次郎君

出席政府委員

大蔵事務官 河野 通一君

(銀行局長)

委員外の出席者

議員 井手 以誠君

検事(刑事局 津田 實君

総務課長) 黒木 文也君

専門員 黒田 久太君

専門員 黒田 久太君

五月七日

委員大上君辞任につき、その補欠

として岡崎勝男君が議長の指名で委

員に選任された。

本日の會議に付した事件

参考人招致の件

出資の受入、預り金及び金利等の取

締に関する法律案(内閣提出第八一

号)

証券取引法の一部を改正する法律案

(内閣提出第八八号)

外国為替及び外国貿易管理法の一部

を改正する法律案(阿部五郎君外百

三十四名提出、衆法第二〇号)

○内閣委員長代理 これより會議を開

きます。

まず参考人招致の件についてお諮り

いたします。當委員會で審査中の採取

貴金屬等の處理に関する法律案及び接

取解除ダイヤモンドの處理等に関する

法律案の両案につきましては、學識經

験者を参考人として當委員會に出席を

求めて意見を聴取したいと存じま

すが、これに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○内閣委員長代理 御異議なしと認め

ます。よつてさうに決しました。

なお参考人の選定及び日時等につ

きましては委員長に御一任を願います。

○内閣委員長代理 次に出資の受入、

預り金及び金利等の取締に関する法律

案、証券取引法の一部を改正する法律

案の両案を一括議題として質疑を続行

いたします。質疑は通告順によりこれ

を許します。黒金君。

○黒金委員 出資の受入、預り金及び

金利等の取締に関する法律案について

いささか伺いたいと思うのでありま

す。

この法案に關しまして、銀行局長並

びに司法御当局におかれましては、テ

イピカルな、たとえば今までの匿名組

合によるべきか、あるいはまた株主相

互金融機関というものは、この法律の

範圍内におきましては今後とも適法

に仕事ができるというようにお考えに

なつていらつしやるのかどうか、この

点をまず伺いたいと思います。

○河野政府委員 お答え申し上げます。

この法案は、第一条にいたしまし

ても第二条にいたしましても、これを

通ずる思想は、出資そのものを禁止す

るというふうな趣旨ではないのであり

まして、出資そのものを不特定多数の

者から集めようとする場合に、その出

資の本質と矛盾するようなことを約束

する、そういうことによつて、あたか

もそれが出資であるにもかかわらず、

元本の返還を保證されておるといつた

誤解を起させるような形で出資を募集

することを禁じたいというのでありま

す。従ひまして、出資をそのまゝの形

で不特定多数の者から集めることは、

これはそれ／＼商法その他の法律の規

定に従つてなされる限りにおいては、

適法であるとは考へておるのであり

ます。従ひまして、典型的な形におけ

る株主相互金融の仕組みというもの

は、先般来申し上げております通り、

この法律の第一条に反しない限りにお

いては、今後といふこともその仕事を進

めて行くといふことはさしつかえな

い、またできると私は考へておりま

す。

○津田説明員 ただいま銀行局長も申

しました通り、出資そのものについて

は何ら禁止規定はない。問題は出資の

受入れの際の、俗に申しますれば誇大

広告的なものを禁止するといふ趣旨に

すぎませんのですから、本来出資を、

こういう結果になるといふことを示し

ながら受入れるといふことについて

は、何らの規制はないのであります。

○黒金委員 今の御答弁は、普通の商

法なり何なりの適用によつて出資を受

入れるという形におきまして、株主相

互金融が今後とも行われる、あるいは

また匿名組合の形によりまして利殖が

行われるといふことは、格別奨励もし

ないし、保護もしないけれども、貸金

業法なり、あるいはこの法律の適用の

もとにこれを認めて行く、かように承

つたわけでありまして、さういたしま

すと、まずこの法律の条文の中でひと

つ伺いたいと思ひます。この第一条の

「何人も、不特定且つ多数の者に対

し、おきましては、これに關連して、こ

れは法務省の方に伺つた方がいかと

思ひますが、いわゆる株式会社の株主

は特定でございますか、不特定で

ありましようか。その点についての御

見解をまず承りたいと思ひます。

○津田説明員 この第一条について申

し上げますならば、この「不特定且つ

多数の者に対し」といふのは、あとに

出て参ります出資の受入れの相手方を

一応さしてあります。従ひまして抽象

的に株式会社の株主が不特定かつ多数

であるとかないといふことは申し上げ

にくいのであります。しかしながら

一般論をいたしましては、株式会社の

株主と申しますものは、株式を譲り受

けることによつて株主自由になり得る

わけでありまして、これはやはりその他

の経済社会事象と關連しての事柄であ

りますから、今日の株式と申しますもの

に、企業との結びつきが非常に強いも

のでありますから、株主となつたとい

うだけにおいてただちに特定するとい

うことは、一般論として申し上げかね

る、かように考えます。

○黒金委員 そういたしますれば、た

とえば株主相互金融というものが、千

人か千五百人かわかりませんが、ある

程度の縁故者をたどつて、そこから出

資を求めます場合には、特定者といつ

ていいのでありましようか。その点に

ついて承りたいと思ひます。

○津田説明員 この不特定と申します

のは、定型的の形というものは考へな

い、個々のつながりというものをさす

といふふうに解釈いたしておるのであ

ります。ですから定型的のつながりで

あつて、何でも特定の金を出して株

主となればなれるといふようななが

りをさすのではなく、個々のつなが

りをさす、かように考へておるのであ

ります。それなら具体的にいかなる場

合がそれに當るかといふことは、個々

の事案について決する以外はないと思

ひます。

○黒金委員 今の点が少しあいまいに

思ひます。このあとの罰則規

定におきまして、何条でありました

か、いかなる名義をもつていたしまし

ても、こういう脱法的なことを一切禁

止しておるのであります。こういうよ

うな点から申しまして、第一条の「不

特定且つ多数」といふものが非常に問

題になつて来ると思ひます。

従ひまして普通の株式会社のごとくに

広告を出しまして、一般的に公衆する
という場合に、かりに不特定であるに
いたしまして、縁故者をまず百人な
ら百人集める。またその百人の紹介に
よつて資金を集めて行くという場合を
かりに想定いたしますれば、これは不
特定と言えましようか、特定と言えま
しようか。大体の御見解を承つて置き
たい。

○津田説明員 脱法禁止の規定につき
ましては、脱法行為といふものは、あ
らじめ本来の禁止について禁止の日
的を達するための行為であるが、類型
そのものは本来の禁止に當らない。し
かし目的は本来の禁止をくぐることに
あるものを取締るといふ趣旨でありま
して、あらじめ構成要件をきめてお
くことができない性質のものでありま
す。そういう意味におきまして脱法行
為を禁止しておるわけでありますが、
脱法行為の規定は、本来の規定を拡張
解釈するものでは全然なく、脱法行為
禁止自体によつて構成要件が抽象的に
きまつておる、こういうような考え方
になるわけでございます。

今のある縁故者をたどつて――まず
縁故者という意味が非常に問題になる
ので、個々のつながりを必要とする
という意味で、過去において一回会つ
たということも縁故者というようない
意味において使いますならば、必ずしも
個々のつながりとは言い得ないと思
います。そういうわけでございまして、
縁故者からさらにたどつて集めるよう
な場合というお考えになるかと思いま
すが、この縁故者がかりに特定の人で
あるという場合には、不特定多数に
該当いたしません。しかしながら縁故

者から伝達された第三者が不特定者に
及ぶといふことを認識しながら、こ
ういふ第一条にあげたようなことを明示
いたしまして、その結果に基いて出資
を受入れたならば、やはり第一条に該
当するといふふうに解釈しておりま
す。

○黒金委員 端的に伺いたいと思いま
すが、ここで「不特定且つ多数の者に
対し」とあるのを逆に申せば、特定で
あるか、あるいは少数かといふことに
なりましようか、そういうディビカル
なものとしてお考えになつております
のはどういふ場合をおさしになるの
か、ひとつ具体的に御教願いたしま
す。

○津田説明員 ここに申しさる多数
といふのは、通常多数と申しますもの
は、二以上の複数と解釈するのが法律
用語では普通であります。この場合
はこの規定の趣旨から申しまして、さ
ように二人といふような人数は考へて
おりません。ある程度以上の複数とい
うことを考へておりますが、これは何
人以上であるかといふことは、必ずし
もあらかじめ申し上げられません。そ
こで申しますと特定とは何ぞや。特定と
は先ほど来申し上げましたように、
個々のつながりといふことで、だれで
もといふことを考へていない。たとえ
ば懇意な友人であるとか、知己である
とか、親族であるとかいふようなもの
をさすわけでありまして、ところがそれ
がだん／＼範囲が広がります。同期
生であるとかいふようなことになりま
すと、これは同期に学校を出たものと
いうだけのつながりにすぎませんの
で、そういうものはここに言う特定に
該当しないと考えております。しかし

同期生でも個々のつながりを持つてお
る人は、この特定の中に入らぬと思いま
す。同期生と申しまして、かりに数
名のクラスといふようなことになりま
すれば、当然それは特定して参る結果
になると思ひます。そういう点で考へ
ておるわけですが、いづれにいたしま
しても、個々の事業に該当して最終的
には裁判所が判定するといふことにな
ると思ひます。

○黒金委員 ただいまの御説明で法務
部御当局の御意見は大体わかつたのであ
ります。このように不特定の者で出資
を集めて、それで貸金業が営めるとい
ふふうに銀行局長はお考えになるので
あります。いやくも貸金業を営む
以上は、ある程度の金が集まらなけれ
ばいけないのであります。親類同士、
あるいはごく知り合つた仲間だけから
が集まるものか。同期生だから特定人
だと言えない、不特定人だ、こゝにい
ふところからいって、このディビカルな
株主相互金融が成り立つといふのは一
体どういふふうにしたら成り立つので
しょうか、その御見解を伺いたいと思
ひます。

○河野政府委員 第一条は先ほど申
し上げましたように、不特定かつ多数
の者から出資を受ける、これは証券
取引法の改正案でも同じであります
が、不特定多数の者から出資を集める
こと自体は何ら禁止していません。た
だ出資を集める場合に、誇大宣伝と申
しますか、一種の詐欺に近いような、事
実に反することをいふ言つたり、
あるいは表示をして出資を集める、そ
ういふ仕方を禁止しようといふのであ
ります。従ひまして本来の商法なりそ
の他の規定に従つて、不特定多数の者

から出資を集める、株を募集すること
自体は、何らこの法は禁止していな
い。従つて株主相互金融なりあるいは
匿名組合のやり方といふものは、それ
自体としては成立し得る、こゝにいふ考
え方でございます。

○黒金委員 今の点はわかりました
が、関連して第二段の質問をいたした
と思ひます。それならばいふ／＼な
株式会社が創立します場合に、この会
社の将来の収益はどれぐらにある、従
つて何割の配当をする見込みである
といふことを言つて株を募集しておる
のであります。かりに一割なら一割の
配当があるといふ見込みが立ちます以
上は、その株価といふものは少くとも
額面程度では将来あがるであらうとい
ふことが言外に当然におぼされておる
といふことは、考へ得ることだと思
ひます。もちろん将来の業績につきま
しては／＼な問題もありましようし、
株価の変動もありましようが、しか
しながら将来の収益、あるいはまた配
当の見込みといふものを公示してお
る場合には、これはおそろしくおろ
う人ならば、この程度のものがある
会社ならば当然いつでも元本ぐら
いは売れるものであらうといふように思
つて投資される。これが将来半値にな
りゼロになると思つて投資される方
はないと思ひます。またそういうことを
おぼすような株の申込みの広告をする
会社は一つもないと思ひます。こゝにい
ふものが一体第一条の制限を受けるもの
でありましようか。それは非常識
だ」と呼ぶ者あり。この第一条の中に
は何人も書いてあつて、しかもこ
ういふ規定があります。第八条の第二号
には、何らの名義をもつてするを問わ

ず、またいかなる方法をもつてするを
問はず、第一条の禁止を免れる行為を
した者は罰せられることになつてお
ります。今いかに非常識だといふお話
もございまして、いかにもそれがひ
つから見まして、いかにもそれがひ
つかるような規定になつて来ます。こ
の法律の解釈上から申しますと、そ
ういふ場合はどうなりますか、その点
を伺いたいと思ひます。

○河野政府委員 お尋ねの点は、む
しろ証券取引法の一部を改正する法律案
の方の問題だと思ひます。と申しま
すのは、株式会社が組織で株を募集した
りする場合に、一定の期間を限つてそ
の間一定の配当をするといふたような
ことを表示することを禁止するものが、
証券取引法に規定されてあります。それ
におそらく御関係の問題であらうと思
ひます。取締りの難易の問題は、これ
は／＼問題があると思ひます。従
つてこの点については、なお取締り当局
からのお答えもお聞き願ひたいと思
ひます。ありますが、今お話のように、普
通の正常なる株式会社に於いて増資を
いたします場合においては、おそろしく
その社長は株主総会において、増資後
においてこの会社の収益は大体のこ
の程度が予想される、従つて配当も大
体この程度が予想される、といふのが、大
体の状態だと思ひます。しかもこの限
りにおいては何ら弊害はないと思ひま
す。ところがこれが同じようなことを
言ひながら、一方ではこれが非常な詐
欺的な行為になつて弊害を持つ場合が
ある。その場合に、取締りの限界とい
ふものは非常にむづかしいのでありま

す。証券取引法の一部を改正する法律案においては、その第九十一条の四の二項に、前項の規定、つまり今申し上げたように、月何分相当するといふ約束をするわけでありますが、その前項の規定によつて表示をするものが予想に基くものであることがはつきりしておるならば、それは第一項の禁止の規定を適用しないといふことにいたしておるのであります。ただ実際問題として取締りの立場から言いますと、この二項と一項の関係をどういふふうに仕訳をするかといふことが非常にむづかしいと思ひます。そこあたりの問題につきましましては、むしろ取締り当局の方のお立場から説明を開かれる方がよいと思ひます。

○津田説明員 単なる将来の予想として述べる、しかも経済常識として当然認められる範囲の事柄については、何らこの法律の規定の範囲内に入らないといふことでありまして、その点は、ただいま銀行局長が申し上げました証券取引法の一部を改正する法律案の中にも盛り込まれておる次第でございます。もちろんその限界は非常にむづかしいといふことは当然わかる次第であります。今日といえども、一般の取締りの権限を運用いたします場合に、あらゆる点にやはり正常な常識が働かなければとていふべきなのであります。その常識と申しますか、良識を中心にして判断をする以外に最後は手はないと言わざるを得ないと思ひます。

○黒金委員 ただいまの御説明では、結局はその良識の判断に逃げておられるのであります。個々具体的な場合の適用によつてそれは判断する以外にないかと思ひますが、かなりこの法律の規定はきびしい、あるいはこの法律の適用次第によつてはかなりひどい結果になるのじやないか、かように思われるのであります。もう一言ここで承つておきたいのは、この法律の第一条の「何人も」といふ「何人も」といふことは、これはあえて金融関係に限らずに、あらゆる法人に関係があるのであります。この点を承つておきたいと思ひます。

○津田説明員 その点はただいま御指摘の通り「何人も」といふのはいかなる人も含んでおります。個人及び法人のいずれも含んでおります。

○黒金委員 次に第二条の点で承りたいと思ひますが、この業として預かり金をする、同時に第二項で、預かり金といふものはいかなる金銭の受入れを言うのだ、こう言つておりますが、この場合のこの業は、貸金業に限つておるものでないといふように考えられるものでないでしょうか、と申しますことは、たとえば日本電報公社のごとき、あるいはまたいろいろ観光旅行団のようなのものが、これは積み金をする、積み金をいたしまして、そうしてその上で一年後に旅行をさせるというような場合におきましてこの第一条の適用を受けるものでないでしょうか、この点を承りたいと思ひます。

○河野政府委員 これは第二条の後段に書いてございしますように「何人も業として預かり金をしてはならない」「何人も」といふことは単に貸金業者に限りません。何人もしてはならない、こゝういふ趣旨であります。ただここに一つの制限がついておりますのは、他の

法律によつて特別にさういふ預り金ができるようになっておるものは除く、こゝういふ趣旨でありまして、単に貸金業者だけを対象としておりません。

○黒金委員 そうすると、今伺ひました観光旅行団のごときも、これは当然禁止になるわけでございますか。

○河野政府委員 事柄が非常に具体的な問題になります。これは先ほど来お話し出ておりますように、個々にいつてやはり判断をして参らなければならぬ。たとえばその条件としては、その二項にありましますように、不特定かつ多数といふことの觀念に入るからならぬ。あるいはその資金の受入れ方が二項に書いてありますやうなわけの預かり金に該当するものであるかといふこととを個々に判断してみなければ何とも言へませんので、今観光旅行会のごときと申しますものが即ちこの規定に違反しておるといふことは申しかねると思ひます。個々の事例によつて違反するものもあるし、また違反しないものもあるし、こう考えざるを得ないのであります。

○黒金委員 ただいまのお話でありましたが、先ほど来不特定の解釈について御説明があり、またこの特別の法律があるようにも思われませんか、今おつしやることは個々の事例について考えるまでもないのじやないか、かように考えます。こゝういふいたしますと、どうもこの法律といふものもかなり当初の目的より広汎に及ぶおそれが多分にあるのじやないか、こゝういふ点まで十分に御調査の上で、なおかつさういふものまで禁止しなければならぬ、こゝういふ確信を持つておつくりになつたかどうか、はなはだ疑わしいやうな気が

するのであります。匿名組合なりあるいは株主相互金庫の行き過ぎた広告を押えたいといふやうな趣旨はよくわかるのでございますが、そのとばかりを食つておる点がこの法律の中には各所に出現する。少くとも網を張ることゝ急であつて、はなはだずさんじやないかといふ点の一つの事例として私は今申し上げておるのであります。こゝういふ点につきまして、確信を持つて十分な御検討の上でこの第二条ができてゐるものか、もう一べん承りたいと思ひます。

○河野政府委員 お答えを申し上げます。預かり金禁止の規定の問題は、これは御承知のように長い間の問題で、私どももこの問題は二年以上実は検討いたしました。解釈論としても立法論としてもあらゆる意味から検討いたしましたのであります。決して私どもとしてはずさんな、軽率な立場でこゝういふ立案をいたしたとは思ひません。できるだけ慎重に扱つたと思ひます。ただ問題は、今もお話しがありましたように、社会の事象といふものはいろいろな形のものがある。従つてそれらすべてをはつきり割切つて、これはこゝういふ、これはこゝういふ、すべの事象といふものははつきり割切れるやうなものばかりではないわけでありまして、たとえば旅行会を一つとてみましても、その旅行会といふものの性質にもいろいろあります。場合によつてはごくまわりの特定の人だけで集まつてひとつやうといふたやうな旅行会もありましよう。さういつたやうなことで、私はこの問題についてはやはり結局個々の事例に當つてみて、

その法条に當るかどうかをきめて行くよりしかたがない、最後はどうしてもそうなる、さういふふうに考へております。ただ問題は、この規定が広過ぎるという御意見も実はあるかと思ひますが、それはそのうちの一番大きな問題は、たとえば貸金業者等に限つて預かり金を禁止すればいいではないかといふたやうな議論も確かにあると思ひます。これは部内でも、いろいろ検討の途中におきましてもさういふ議論がはつたのであります。やはり私は、私どもは、何も貸金業者に限つて預かり金をしてはいけないといふのは理論的にもおかしいし、実際のにもおかしいのであります。従ひまして、何人といへども業として預かり金をしてはならぬといふやうな規定にいたしましたのであります。そのほかこの条文自体については、解釈自体の問題は、これは理論的には私ははつきり割切れると思ひますが、これは具体的に適用する場合に當つてこれを具体的に適用する場合におきましては、やはり個々の事象といふものをよく見て個々に適用して行かなければならぬ、こう考へてゐる次第であります。

○黒金委員 今の点につきましては非常にあまいな御答えであり、私は納得できないのであります。さてその次に最後に一点伺ひたいと思ひますが、この附則の第一項に「この法律の施行期日は、公布の日から六月をこえない範囲内において政令で定める。」との必要なり、あるいはまた六箇月という用途をおつけになつた理由について承りたいと思ひます。

○河野政府委員 これは、この法律が通過いたしまして成立いたしましたか

ら施行されます間に、やはりある一定の経過期間を置かなければならぬ事柄が相当ある。具体的に申し上げますと、たとえばこの法律の中の第五条あたりであります、貸金の金利について最高限度を押える、ところが現在ですとある一定の契約に基いて貸金をやつておる者がある、しかもこの法律の規定を越えて金利を現にとつておる者がある。それらを適当な方法で切りかえさせるというためには、やはりある程度の猶予期間がいるという問題もあるかと思ひます。それから第一条の規定について申し上げても、宣伝ポスター、そういうものがこの法律が施行される当時にすでに配られておる。ところがそれを回収した、いろいろなことをしなければならぬ、そして新しいものを刷りかえなければならぬといふようなこともあり得るかと思ひます。そういうことを考へて、そのためにどこにどの程度の日数の猶予を置けばいいかといふことは、これから実は実情に即して考へて行かなければならぬと思ひますけれども、ある程度の猶予期間を置いて、こういう法律に反してはいけませんぞといふことを出した後において、その法律に合うようにいろいろ／＼な施設なりポスターなり宣伝文書等を直して行かなければならぬ。それから場合によつては總會を開いて、そういう経営方針をかえて行かなければならぬという問題も起つて来るだろう。それらのための猶予期間を置くために、六箇月間くらい置けばいいだろう。しかもそれはすべて六箇月置くという意味ではありませんで、場合によつては三箇月くらいで施行できるものもありましよう、あるいは即日

施行してもいいものもありましよう。そういう点を十分考へて行きたいという意味で、猶予期間を置きたいといふことでもあります。

○黒金委員 だいたいの御説明で、大体そういうことであらうと思ひますが、特に第一条の規定、それからまた証券取引法もこの点に関連いたしますが、こういうような点について、今御懸念になつておられます経過期間といふものがはたして半年で済みますものかどうか。ここでもつてわれ／＼が一番望ましい形は、今いろいろと浮動いたしておられますいわゆる不特定な株主、これを確定した株主に参りたい。そしてでき得る限り特定多数の者から株式による出資によつて金が入る、そういう方法で今後安定した形で貸金業を営まうといふことになりますれば、よほどよいのじやないか。もしこういうことに切りかえて行くとしたら、今おつしやるような印刷物の刷りかえといふような期間のみならず、そういう出資者を求めて行く、そして正常な安定した形に持つて行くといふためには、半年ではいささか期間が足りないのじやないかといふように私も思ひます。であります、このタイプビカルな株主相互なり、あるいは匿名組合なりといふものは、零細な庶民金融の機構が今不十分な場合には、まあ御当局としては不満足であらうけれども、これを育成はしないまでも、あまりいじめずに十分活用して行こう、こういうことになりますれば、でき得る限り時間もかして、そして望ましい形に移行させたい、かように思ひます。この点につきまして半年で十分だといふようにお考

えになつておりますかどうか、はなはだ恐縮であります、もう一ぺんお聞きしたい。

○河野政府委員 半年という点につきましては、私も株主總會を開いた、いろいろ／＼な処置をいたしますために、半年もあればまずできるあらうといふことが一つと、それから支障のない限りなるべくすみやかにこの法律が施行されることを望ましいといふことが一つ、この二つの点から考えまして、万全を期すればあるいは一年くらい置いた方がよいという議論もあるかと思ひますが、支障のない限りなるべく最短期間内に施行したいという配慮のもとにおいて考えますならば、まず半年も置けばさうかえなないのじやないか、かように考へている次第であります。

○内藤委員長代理 春日一幸君。○春日委員 それではまず第一問であります、この法律の第一条の中には、何々の旨の誤解を生じさせるような仕方を用いて云々、こういう誤解といふ言葉がこの法律の条文に使つてあるわけでありま。これは私は非常に危険ではないかと思ひます。非常によからぬ人間は、きわめて誤解しやすいのであります。一つの物事を提唱いたします。そういういたしますと、その話を正確に理解する人と、それから話してもこんでわからない人と、それから誤解する人と、三つあるわけでありま。そこで私の心配になつて来るのは、たとえば百人なら百人の人に同じことを話して、その中で六十人くらいが理解し、三十人くらいが誤解する、あとの十人くらいが誤解する、という場合があると思ひます。そこで

この誤解というのは、たつた一人でも誤解するやうなことを言つたら承知できないのか、これはやはり懲役三年以下に処せられるのか。あるいはまた相手の中には六十人くらいのおぼあさんもおるわけでありま。あるいは中には大学を卒業した人もあるだろうし、それから無学文盲の人もあるだろう。あるいは北海道と九州との間ではその言葉が全然わからない。ずう／＼弁でやりますためにてんでわからない人がある。しかし同じ日本国のこの法律のもとにおいて一定のことについて相手と誤解した、そうすると本人は結局三年以下の懲役になる、こういうことがた法律というものは日本にはあり得ないし、どこの世界だつてこんなにかげた法律はあつてはならないと思ひます。

そこで私の同わなければならぬのは、これは法務当局からでもけつこうであります、誤解といふことの法律上の定義、これは大審院の判例が何かで今までもとすれば、誤解といふものは一体どういふものであるか。そして誤解を生ずることの責任は、誤解させた人がどういふ客観的、主観的条件下において相手に誤解をさせた場合はその誤解の責任を負うとかなんといふやうなものがあるのかないのか。この機会にあななについておきたいと思ひますのは、現実の問題として、これは全國民を対象にする法律なんでありま。すから、北海道と九州ではひどく言葉に懸隔があり、誤解する場合もあるだろうし、一つのことを話しても、言はわかるが言語のあやで誤解する場合もあるだろうと思ひます。ところが一旦誤解してしまつた以上は、誤解をした

人は無罪だが、誤解させた相手は懲役に行かなければならぬ、こんなむちやくちやなことは私はないと思ひ。してどういふ法律をつくるならば、百人を相手にして話をして、その中の何パーセント以上が誤解したとか、あるいは大学卒業程度の教育を受けた者が誤解するとか、少くとも何かそこに線を引かなければいけないだろうと思ひます。八十九歳のおぼあさんにわれわれが現代語で話をしてもんでもない誤解をする場合もあるだろうと思ひます。そんなときにいきなり懲役にやつてしまふといふことははなはだ迷惑なことだと思ひます。一体誤解といふことは法律上どういふ場合か、誤解させた場合、相手に責任を負わなければならぬ場合の法律上の大体のケースといふものがあるであらうと思ひますが、この法律にこういう条文をうたつておられる当局は、どういふことを心の中に考へてこういう表現をされたのであるか、この点を明確にお答え願ひたい。

○津田説明員 その点でございまして、この「誤解を生じさせるやうな仕方」といふのは、この場合「何人」に当る人、つまりかやうな行為をする人は、出資の受入れをしようとする相手方、つまり相手方の出資層を一応頭の中に描いておるわけでありまして、主としてその出資層を対象として、それらの出資層に当る人がおぼあさんや若きやなを言つておるのじやないか、それを違つた趣旨に誤解をする、すなわち後日出資の扱いもどしとして出資金の金額、あるいはそれを越える金額の支払いがあるといふふ

うにあやまつて解釈してしまふという
 ようなやり方を用いてやることを禁止
 するわけでありませう。これは具体的な
 例がございませう。たとえばどこにもそ
 の出資の金額あるいはそれを越える金
 額を返すとは書いてない。しかしなが
 らパンフレットのたとえば出資証券の
 模型とか、カタログのようなものを出
 すわけだ。ところがその裏面に投資
 金額を右五百円なり、五千円なりま
 じに受取り、甲野太郎というふうな
 来出すべき受取書のサンプルを書いて
 て、そういう宣伝文書を出す。そうし
 ますと、やはり相手の出資額は、あ
 五千円返つて来るのだなというふう
 思ひわけです。そういうふうなやり方
 は、それは故意なくしてやつておる
 は言えない。あるいはそれはプラス
 六千円というふうな書き方もござい
 ましう。そういうふうな書き方を用い
 るやり方が現にあるわけでありませ
 う。そういうふうなものであるとか、あ
 りはこれは口頭で言つておる例であ
 りませう。まさかのときには何々銀行が
 援助してくれることになつておるま
 といふようなことを言つておる。援助
 してくれんといふことは、何も金額
 払うといふことを言つておるわけでは
 ないのではありません。何々銀行とい
 うような信用を背景にすれば、やはり全
 額払いもどしてくれんといふに思ひ。こ
 ういふようなこととあります。

○春日委員 この問題はきわめて重大
 な問題であり、私はもう少し厳密に考
 えてもらわなければならぬと思ひ。と
 ころが今二つの事例を話されたけれど
 も、世の中には誤解といふようなこと
 は、これは大無辺なものなんです。
 それは二つや三百や六百の事例ではな
 い。法律といふものはそのものずばり
 で、はつきりとその事柄を指摘してこ
 れを規定する。あるいは制限列挙し
 て、数多い場合はこの場合／＼といふ
 ふうにはつきり書かなければならぬ
 い。そういう誤解を生ずるような第一
 条違反の事柄が起れば、おそろしく警
 察の問題になるであらうか、それすれ
 ばまず巡査が調べて行く、それから検
 事局へ送られる。検事が調べれば裁判
 という形になるのだが、少くともこの
 事業を行おうとする発起人は、おそろ
 くまずもつて株の募集をする。そのと
 きには事業計画を示すでありませう
 り。そしてその事業の有利性を高調す
 るでありませう。そして出資した
 ところの株券が確実であるといふこと
 をまずうたうといふことは、これは当
 然普通の事柄であります。これは別に
 この本条に抵触する事柄ではないと思
 う。ところがそれは人によつて受取り
 方がいろいろ／＼違ふ。一つのボーダ
 ラインといひませうか、すれ／＼の
 線まで法律で禁止すれば、そのすれす
 れの線まで人にはその努力を試みて行
 くことは、この法律といふものの法律
 でも同じことなんです。たとえば今あ
 りなのおつしやるように、この会社は
 確実であらう／＼確実であらうとい
 うことは、必ず出資しても損はないであ
 らう、売ろうと思へばどこかへ売れる
 といふような認定を持つわけだが、そ
 ういふような仕方を講ずる場合にお
 いて、相手によつて印象と判断が違
 へて、たとえは町の相当数あるある
 人のところへ行つて、この事業を始め
 ます、これは間違ひなく有利でありま
 して、相当の配当もありませうとい
 うようなことを言つて行つたとする。

その人はいろいろ／＼と判断をして、今そ
 の人がかりにりつばな洋服を着て、
 銀側の時計でも持つて、りつばなバ
 カードでも乗りつけて行つても、こ
 れはインチキだ、あまりにりつばな風
 をしてやがる、しかもその会社はど
 こそこにあつて、その発起人たちはど
 ういう経歴の持主だ、そんなことを言
 つたつてだめだと言つて、その人は見
 破つて誤解をしない。いろいろ／＼なこ
 とを言つたところで、相手は正確に判断
 をして相手に誤解を与えないのだから
 だ、結局その人は相手に對しては無罪
 です。ところが、たとえばいなかのと
 ても無知蒙昧なところへ行つて、き
 りやかな服装をした堂々たるタイプの
 男が、しかつめらしい口上を述べた
 だ、態度もりつばなし、風采もりつば
 だし、どうもあの人の言葉が何となく
 りつばなだから、これは間違ひないであ
 らう、こういうふうな思ひ込んでしま
 う。そこで出資をして、後日これがつ
 ぶれた場合がありませう。そうする
 と、この人はまず被害を訴えざるを得
 ないでありませう。絶対に間違ひな
 いといふことを言つておるものだから
 ら、それで私はその株を買つたのだ、
 ところがこれは私の大きな誤解だつた
 のだ、誤解を与えるようなことを言
 つて、そして株を買わしておいて、そ
 の会社はつぶれた、出資は無効になつ
 た、おれは重大な被害を受けた、これ
 はこの法律の第一条に抵触するのだか
 ら、三年の懲役に入れてくれといふこ
 とを言つて来る。そうすると裁判にな
 る。同じことを言つても、町ではだれ
 も誤解しないだめだといふのではな
 かつてしまつた。いなかへ行くとみん
 な誤解して、これはよろしかりとい

うのでその株を買つた。こういうとき
 には實際問題として判決は一体どうな
 るかといふことです。それだから實際
 国民の多数を相手に、しかもそれは九
 十くらいは無知蒙昧な人から、それか
 ら大学を卒業した教養のある人まで
 だれがこの法律を見て、これはやつ
 てはいけないんだ、この程度まではや
 つてもいいんだといふことを規制しな
 ければだめじやありませんか。現実の
 問題として、人を殺すべからず、物を
 盗むべからず、人を強姦すべからず、
 きちつとそういうことをやつたらいか
 んことはだれが見てもわかる。法律は
 それだけの体をなしたものでなければ
 ならない。説くばだれでもわかるよ
 うなものでなければならぬ。私がこれ
 を讀んだつて、誤解を与えるようなこ
 とも、相手が誤解したものをごち
 らが責任を負ふことは困つたことだ、こ
 ういふことになるじやありませんか。
 現在資本主義と共産主義とがある。大
 學を卒業した諸君でも、今後の國家の
 経営は資本主義でなければならぬとい
 考へておる者があるし、同時に共産主
 義的経済でなければならぬといふ人も
 たらされないと考へておる人があ
 る。片方がアメリカで繁榮し、片方が
 ロシアで繁榮しておる。この誤解と正
 解といふことはなか／＼むづかしい。
 勝てば官軍負ければ賊軍です。たと
 ば中国なんかでもそうでしょう。毛沢
 東政権と蔣介石政権が思想的に争つ
 た。それはいろいろ／＼なプロパガン
 行われ、いろいろ／＼な提唱が行われ
 が、蔣介石政権のもとにおいては、毛
 沢東の提唱に賛同しておつた者は誤解
 しておる、それで法律によつて処分さ
 れたものだ。ところが今や国民党のあ

の思想を持つておる人は、毛沢東の政
 権下において投獄されておる。こうい
 うことで、誤解といふことはなか／＼
 むづかしい。さらにまた最近の問題に
 なつて来るんだが、特に吉田総理と木
 村保安庁長官との誤解に関する物語り
 をここで申し述べ、あわせて本法律
 案の条文に對する検討を願ひわけであ
 る。かつて吉田さんは、警察予備隊が
 保安隊になるときにこういふことを言
 つた。いくら七万五千の予備隊が十一
 万五千の保安隊になつたところで、こ
 れは陸海空の均整のとれた三軍を持
 なければ戦力ではない、こういふこと
 を言つた。ところが今度は保安隊が自
 衛隊になり、今やここに陸海空の三軍
 を持つたら戦力じやないか、昔陸海空
 の三軍を持つたら戦力だと言つたんだ
 が、今度自衛隊法によつて三軍を持つ
 から戦力じやないか、こういふことを
 質問すると、今度吉田さんは、陸海空
 の三軍を持つてもそれは戦力じやな
 い、原子爆弾を持たなければ戦力じや
 ない、こういふことを言つておられ
 る。すなわち近代戦においては原子爆
 弾が相當の威力を持つておるのだ、原
 子爆弾を持たない陸海空の三軍は戦力
 じやないと言われた。そして今度
 は、日米安全保障条約その他いろいろ
 な協定によつて、日本の一角に原子爆
 弾がたくわえられるよりなけはいがあ
 る。そうすると、いよいよ／＼日本はこ
 の安保条約によつて原子爆弾を保有す
 る形になるが、さすればこれはもはや戦
 力を持つ形になるじやないかといふ質
 問に對して、今度吉田総理大臣は、た
 んといふ原子爆弾を国内に保有したとし
 て、これを自分の力によつて外地へ輸
 送し、投下するところの機動力を持た

なければ、これは戦力ではない、こういふふうに言つて来ておる。かつて三軍を持たなければ戦力ではないと言つた。その次に、三軍を持つても原子爆弾を持たなければ戦力ではないと言つた。原子爆弾を持つても、これを輸送投下する機動力を持たなければ戦力ではないと言つた。こういうふうです。すなわち、その場における客観的情勢と、その男の判断の主観的な立場において誤解と正解というものはどうともなつて行く。いいですか、レーニン、真理というものは可動的で条件付であると言つておる。すなわち、きよう正解であつたことはあしたは誤解になるという事は、これはレーニンも喝破してゐる。ばくは相當な学者だからいふ／＼のことを知つてゐるんだが、(笑聲)そういうふうなぐあいでは、こういう乱暴な法律をつくと、相手が誤解してというだけで、しかもこの法律では何パーセント以上誤解するとか、あるいはどの程度以上の教育のある者が誤解するとかいうことは何も書いていない。だから博士が正解することでも、無知蒙昧な山の中の人は誤解する場合もあるだろう。大体解釈できない場合もある。だからこういう法律は乱暴な法律というものなんだ。しかもこれに触れば、何人といえども私が誤解したんだといつて被害を訴えて行けば、結局本人は、誤解さすつもりではないのです、ほかの人は誤解なさつておりません、あなただけですよと言つたところで、ここでは一人でも誤解したら、一人や二人、あるいは一〇%や一五%の誤解する者とかいうことは書いていない。たつた一人でも誤解した以上は承知しないぞという法律

なんだ。だからこういう法律はむちやぐちやな法律といわなければならぬ。たとへば東条の政策なんかは、国民の大多数が當時は誤解をして、東条の政策を支持してゐるならば、われ／＼はとにもかくにもABC Dラインのわくを断ち切つて生きて行ける道があるであらうなどと考へてあの戦争に突入したんだが、負ければ誤解であつたという事になつて来ている。こういうぐあいで、可動的で条件付なのだ。この正解と誤解という事は、特に人間は誤解しやすい、まづたく誤解しやすいのです。だから誤解というやうなことは頭の判断と感情の流れによつて、これは生理学的なものなんだ。だから医学と法律がこんがらがるやうなことはいけません。こういう法律で無実の者をつくることなく、公正にこの法律の目的とすることがあやまつことなく運営できるかどうか、あなた確信がありますか。私の今申し上げたい／＼な事例等をよくお考え願つて、この法律にみな一つ／＼あてはめてみて御答弁を願ひたい。

○津田説明員 ただいまの誤解の点でございしますが、「後日出資の払いもどし」として出資金の全額若しくはこれをこえる金額に相当する金額の支払がある旨の誤解、誤解が非常に具体的でございします。その意味におきまして、漠然たる考へ方というものは当然入らないことはもちろんでございします。ただいま御指摘のやうに、かような法律の規定というものは抽象的に失する、何パーセント誤解すればというやうなことを書けばよろしいという御意見もございしますが、元來法律と申すものは抽象的なものでございまして、具体的に適用する場合におきまして、適用の間に、すなわち最終は裁判所の決するところに従わなければならぬ、こういうことに相なるわけでありまして、もとよりこの法律をつくり出すゆゑんは、本來いへば既存の法律で十分目的を達し得るはずのものであります。が、現在の社会事情におきましては、既存の合法の線と違法の線とすれ／＼の上をみな走つて行くというやうなことになるわけですね。そういったしますと、そのうちに弊害を生ずるものと弊害を生じないものとわけなければならぬ。結局一線をさらに二つにわけるといふ法律をつくるということがこの法律だと思ふのであります。従ひまして、さういふ意味におきまして、ごちうから少し入り込めば合法の線に入る、あるいは非合法の線に入つてしまふというところを二つにわけようという目的がこの法律なんでありまして、既存の法律概念において明確にしろというやうなことはなか／＼この法律においては実現しがたいという困難性があるわけでありまして、でありますから、できるだけこの条文を具体化したしたと考へております。さらにその上につきましては、先ほども申し上げましたやうに、適用する者の良識、最後は裁判所の判断によつて決定する、かようなところをよりどころとする以外にないでしよう。

○福田(憲)委員 関連質問。この法案の罰則に關しては法務当局のただいまの御答弁であります。その御答弁の中に、最後は裁判所の判断にまつという言葉を至つて輕率に言はれてゐるが、私は、そういう罰則に關する問題については、もう少し敬虔な態度であなたに質問をし、また要望しておきたいと思ふのであります。なるほどあなたがおつしやる通り、最後は裁判所の決定をまてばよいが、裁判所の決定をまつという事は、その前に少くとも檢察官が起訴してゐるはずである。檢察官が起訴するといふことは、少くともその前に檢察官なりあるいは警察官が相當本人を取調べておるわけですね。最後は裁判所の判定というけれども、その以前にこゝろをむるところの大衆の犠牲はたいへんである。少くとも法律をつくつて罰則をつけるという事は、決して罪人をつくるための罰則であつてはならない。罪人をつくるために罰則をもたらずといふことならば、ほんとの法の運営なり政治の運用よろしきを得ないという結果になると考へる。そこで、この罰則に關しては最後に裁判所の判定をまてばよいのだというお言葉、その御趣意をもう少し冷靜にお考えなされて、御自分も御反省されて、そうしてこの問題に対する御答弁をしてもらわれないと、思ひもよらないところで、前の当委員会では、法務大臣を擧致して、疑獄事件に対する捜査費用に關連して相當質問をいたしたわけであつて、そういうことをあなたも御承知であらうと思ふのであります。それから、ひとりこの法案に限らず、残余の法案に對しても、もし罰則問題があつたときには勢いあなたの所管であります。そういうお言葉は慎んでもらいたい。裁判所の判定をまつまでの犠牲というものはある。もちろん法務省なりあるいは檢察官は、法の力によつて、法を使つてやつておられるのであらうけれども、一步誤れば法の濫用になつて、

一般國民は非常な犠牲をこうむるわけなんだから、そういうことを予期してこゝろを法務省につくり、あるいはこゝろを法務省に當るといふことは、今日の事態として非常に當をういてゐるのではないらと私は思ふのであります。が、一応あなたの御見解を伺ひたい。

○津田説明員 先ほど來、裁判所が最後を決すると申しましたのは、あらためて申し上げるまでもなく、法の最終の解釈は裁判所が決するといふ趣旨を申し上げたのであります。もとより檢察官もしくは警察官の発動につきましては慎重を要し、かつ良識をもつて、個人の人權を侵害しない方法をもつて発動すべきであり、しかも社会の秩序あるいは経済秩序を維持するために発動すべきであるといふことは重々承知してあります。その前提のもとに申し上げておると私は確信してゐるのであります。ただ問題は、先般來、あるいは一般的に、あるいは国会におきまして御議論によりまして、何ゆゑに保全経済会等のものを取締られないのか、何ゆゑに株主相互金融の弊害を生ずるものを取締られないのかといふやうな御意見がしばしば出ましたが、一般的に申しましても、社会的にもさういふ議論はたくさん出ております。しかしながら私も法律のその方面の運用をしておりますものといひましては、従前の、つまり現在存しておる法律におきましては、少くとも保全経済会についてやりましたやうに詐欺罪でやるのかといふやうな場合以外には方法はないのであります。さういふ意味におきまして、今度の法律はかような弊害を是正するといふことを目的にいたして

おるのであります。昨日の委員会でも申し上げましたが、やむを得ない処置である。かような法律は、なきにまざるということを言っておりますが、やむを得ない処置である。そういう意味におきまして、この法律の御審議を願ひ御可決を願ひ上におきましては、これを運用するものの現在の状態というものをよく御理解を願ひなければならぬといふことではないかと思つております。私も檢察権の運用なり警察権の運用につきましては、慎重を期し過ぎたというむしろ御非難があつたのではないかと、つまり保全経済会等につきましては、何ゆゑあつたやうなことをやつておるのかという御疑問があつたのであります。要するにさういふものに手をつけるということ、非常に入権——ことに相手方になつてゐる人、つまり多数の投資者に影響を与える点もたくさんありますので、慎重に慎重を重ねた結果、あのやうな摘発ということになつた次第でございます。將來とも警察権あるいは檢察権の信用の方面におきまして慎重を欠くといふことはないと私は信じております。

○春日委員 ただいまあなたの御答弁を伺つておりましたが、ただいま福田繁芳さんが尋ねられました事柄は、問題はそこにもあります。これは言われる通り全部裁判所へ関係者を送り込んでしまつてさうして白、黒といふことを区別すればわかるということなんだが、問題はそこだけではない。送り込まれた裁判所が、これを白にしようか、黒にしようか、この法律ではわからない。なぜかなれば「誤解を生じさせるやうな仕方を用いて」とここには

書いてあるけれども、それはだれに、どの程度ということが書いてない。だから一人でも誤解する——誤解するといふことは、これは文字通り解釈してもらわなければならぬが、誤解するといふことは、正解しないことです。正當に理解しないことは誤解することなんです。だから誤解するといふことは、やはり誤解する方が悪いのだ。重複いたしますけれども、たとえば百人の中で、ほんとうに物事の事理というものを正解する人と、誤解する人、理解しない人と必ずある。どんなことでも、われ／＼はあらゆる会議においても、あらゆる提唱を行つておるが、その通り理解をしてくだる人と、理解の上立つて反対をする人もあり、賛成してくる人もあるが、物事を正當に理解する人と、それから言つた通りに理解しないで誤解する人がある。どんな會議でも、どんな提唱を行つても誤解する人がある。それから全然わからない人があつたらぬ。いわんや、この法律は日本國民八千四百萬を對象とするのであるから、何を言つてもわからぬ人がある。何を言つてもわからぬ人は誤解しやすい人である。そういう人々を對象とするのであるから、こんな法律ではとてもあつた。やはりこういう株式の募集をするやうな場合に、おいては、募集の形式を届け出て、この程度は誤解でないなら誤解でないとかんとかいふことにするために、銀行局長なり、あるいは適當な地方の財務局長なりが募集方式の届出の書類を見て、それを認定して、この程度ならよろしいとかんとかいふことにしなければ、その発起人が思ひ／＼の事業計画書やいろいろな表現を行つてやつ

て行く、さうしたならば、誤解しない人も九十九人ある。ところが一人でも誤解したならば、この法律は、一人でも誤解した限りにおいては、その提唱者を懲役三年に処せなければならぬ法律なんだ。これは今福田さんが言われるように、裁判所に送り込んで、裁判所でこれが白か黒か明確にできる問題でない。裁判所自体でわからない。一人くらいいいだろうと言つたところで、法律では一人でもいかにいふことになつておりますから、私は誤解しましたから、この相手をひどい目にあわしてください、さうして私の受けた損害を賠償してもらいたい、被害者は当然さういふ要求をいたします。そんなむちやくちやありませんぞ。さらに私は関連して申し上げたいが、河野さん、これはさういふやうな抽象的文字で、裁判官もわからぬし、いんやわれ／＼だつて相當の常識もあると思つては、いささかの素地もあると思つたのであるが、われ／＼もわからぬやうな法律を出せば、地方の巡査や刑事や検事は大体わかりません。さういふやうな判断をせなければならぬ。まるで判じものやうな法律を出すといふことは、これは乱暴です。申し上げるまでもなく、昔から法は三条をもつて足りるという、法律は少ければ少いほどよい。法律は簡素でなければならぬ。ところが、誤解であつたか正解であつたか判断をせなければならぬ。さうして一人でも誤解をした以上は、被害者は自分の受けた被害が大きかつたから、この法律の救済を受けようと思つて、さうして加害者に對して処罰を望むことは當然のことである。さういふ法律は、法律として休

をなしていかない。だから第一条の制限をしようと思へば、不特定多数のものに對してその株の出資金の受入れをなさんとする場合においては、その株式募集に関するいろいろの文書は、すべて監督官庁の事前の認証を得なければならぬといふことになつておれば、これはちよつと相手に誤解を与えやすいから、この文章は削除しよとかんとかいふことになつて来るんじやありませんか。だからさういふやうな法律は、あなたが保全経済会や殖産金庫なんかを二、三年間見のがしておいて——どういふわけで見のがしておいたのかは知らないけれども、二年間ずいぶん考えたと言つておられるが、大体二年間も考えるなんてばかなことがあります。へびだつて半年しか眠りません。実際に二年間も情眼をむきほつておつて、目をさましたら氣違ひみたいな法律を出す。足元から鳥が立つといふが、まるで足元でガソリンが爆発したやうにあつてふためて、むちやくちやに書いた法律の文章がこれです。知性の高い河野さんとしてはうなずけない。総務課長は初対面で、私はあなたを知らないけれども、少くともこんな条文に對して承認を与えてゐるというやうなことは、私は國民の側として、どうもあなたは危険な人だと思はれる。少くとも取締りをせなければならぬのは、河野銀行局長とあなたではないかと思つた。この三年以下の懲役に処せられてしまつては——あなたの方は法律を出していただいて、さういふ金融をやる氣はないから關係はないからいいやうなものであるが、國民はいつ何ときさういふ商売をやるうと思つてもいい。そんなと

きに、全部裁判所に送り込まなければならぬ。一人でも、おれは誤解したのだと言つて、裁判所に恐れながら訴え出れば、裁判所はこの法律の第一条に基いて調べてみると、なるほど、あなたは誤解しましたか、それじや起訴しましょう。裁判所に行つてみると、なるほど誤解したという形になつて、本人はその損失の補償を受けられるであらうし、その一人のために提唱者は懲役に付つて三年間飯を食つて来なければならぬ。今あなたがおつしやうのように、法律が規定され、すれ／＼の線までやる、ボーダーラインまでやる。佐藤幹事長がやつてゐるし、池田勇人さんもおやりになつてゐる。ところがその人たちは、逮捕しようと思つて、拒否権によつて、ある場合には檢察庁法第十四条によつて指揮命令ができるが、その法律の保護を受けたい人々は、指揮権によつて保護を受けられないから、これは保護を受けなくても大体危険はそこに及ばない、さういふだけのやうな親切な法律でなければならぬ。私どもは、もとより悪いものは取締らなければならぬし、保全経済会や殖産金庫や、あいつちやらんばらんやつてゐるものは禁止しろ、さういふものは規制しようといふことは、十五国会以来われ／＼が声をかましてこゝで叫んでおつた。それをほつておいたのはあなたの方の責任である。だからといつて、そちらをとかく直さなければならぬといふことで、堅実にやつてゐるものでも何でも懲役に付なければならぬやうな乱暴な法律を出してはいけません。そこで河野さん、第一条のさういふ表現では——これは私が詭弁を弄した

り、あるいはむちやくちやを言っているわけじやない。現実の問題として裁判官が事件を扱う場合において、やはり被告か弁護士が出て来て、誤解だと本人は言っているけれども、しかし大多数の諸君がみな正解をして、あそこにも募集に行つたけれども、そんなこととはあるまいと言うてこの人も拒絶しました。この人も募集しましたけれども、拒絶しました。ただこの人だけがそういう錯覚をしたので、こちらの責任ではございません。こう言つたところで、裁判官は、この法律第一条を文で字通り解釈すれば、一人でも誤解なさ

○河野政府委員 第一条の「誤解を生じさせるような仕方」という意味は、今お話がありました、たま／＼何人か一人の人が現実に誤解したということ

を言っているんじゃない。ということ
は、これは先ほど津田總務課長からも
申し上げた通り、この相手方になる層
と申しますか、要するに出資をしよう
と思う一つの対象、これらの方々が概
して、つまり平均的に、普通の水準的
な知識なり経験なり、あるいは判断力
なりを持つておる人がやはり誤解を起
すであろような仕方、現実にとこか
の何千人のうちの一人が誤解をしたと
いうことでなくて、そういう平均的な
人が誤解をする、そういうふうに考え
られるような仕方でもつてやることを
押えようというのであります。

○春日委員 それは中学卒程度とか、あるいは大学卒程度の学識経験のある者が誤解するとか、はつきりしておかないといけないですよ。あなたは普通運のレベルの人と言っているけれども、普通のレベルの人だけに適用する法律なんてばかなことがありますか。普通のレベルだろうと、普通以下のレベルだろうと、国民である限りこの法

律の保護を受けなければならぬ。それをもつとはつきりしてもらいたい。

○河野政府委員　法律の対象になる人は普通のレベルの人だけが対象になるわけではございません。しかしここに書いてある「誤解を生じさせるような仕方」という意味は、普通の知識なり経験なり判断力を持つておる人でも誤解をする、しかもその対象になるような層の人は、普通の状況、普通の知識を持つてゐる、特にすぐれた知識を持つ必要はないが、その普通の状態において、誤解をするのをもつともだと思はれるような仕方を用いて出資の受入れをしてはならない、こういう意味であります。従ひましてこの規定は、必

ずしも今お話のように八十数才のおばあさんが北海道から鹿児島へ行って、そのために誤解を起したというようなことを何も言っているのではない。現実の問題としてではなく、そういう仕方がいけない、こういうことを言うてやるわけがあります。私はこの規定によつて、おそらく大部分のやり方というものがこの法律に該当するかしないかということはわかんと思います。大部分のものは常軌的に判断ができると

思います。ただ御指摘のように、境のところはなか／＼お話のようにむずかしい点がある。しかし私は、少くとも判断がつかないわけじゃないと思います。いわんや大部分のものについてはつきりしている。この規定がない場合に比べて、これがあることによつて大部分のケースがはつきりするということは、私ははつきり言えると思う。その意味において、私はこの規定があることは非常に意味があると考えます。

なお条文につきましては、今御指摘のように、この書き方は非常にはつきりしてゐるとは言えません。私は長い間法務省とも相談しまして条文の書き方について研究いたしましたのでありますけれども、どうもこれ以上に、あらゆる方面から見ても適当な書き方といふものがどうしても頭に浮んで参りません。従いましてもこういうことになつておりますけれども、その規定の書き方が十分でないからというので、この規定をやめてしまふということは私は適當でないと考えております。

なお最後に御指摘の、何かそういう宣伝文書等について政府のどこか関係のところで認証する、あるいはこれは

配布してよろしいというようなことをしてはどうかという御意見であります。が、そういう御意見けれどももつものな点があるのでありますけれども、私どもはそういうことまでこれらの問題にもついてやる必要はないと思ひますし、大部分のものは今のケースによつてはつきりするということに私どもは考えますので、今御提案のようなやり方については私どもは考慮いたしておりません。

○春日委員　一層わからなくなるばかりです。そこでもう一べん伺うのだから、大部分といふことを言つておられるが、法律といふものは大部分といふことではないのです。法律によつて一人でもとにかくわからないとか、誤解するとかいうようなことがあつてはいけな。何人といえども人を殺すことがいけないといふことはつきりわかるんです。強姦したらいけない、どろぼうしたらいけないといふことはつきりしておる。だからこれも

やはりはつきりしておかなければいけない。法律というものは大部分の者が正解するような表現ならばよいということだけれども、法律をそのまま読んでこちらが誤解してしまつた以上はしかたがないんですよ。大部分が正解をしたところで、一人の者でも誤解している以上法律に触れるんですよ。私はいづれ足をとつておるわけではない。総務課長も法律専門家だろうからもつと御検討願いたいと思いますが、あなたは大抵の者が正解できるような方法ならばよいと言つておるが、大部分ではない。百パーセントが正解できるような方法で行かなければいけないのだが、ただそういうことがはたして

他の委員会から井手さんがいらして
おりますから、私の質問はあと三十八
残っておりますが、また来週に譲りま

して、一まず私の質問は留保いたしま

す。
○内閣委員長代理 次に、去る四月十四日当委員会に審査を付託されました外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案を議題として提出者より趣旨弁明を聴取いたします。井手以誠君。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案

外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第三章中第十六条の前に次の一条を加える。

（外国為替予算の作成及び国会の議決）

第十五条の二 内閣は、毎年、四月一日から翌年の三月三十一日までの期間（以下「予算期」という。）に係る外国為替予算を作成し、その年の二月末までに国会に提出して、その議決を経なければなら

ない。
2 前項の外国為替予算には、当該予算期における輸入貨物（外国為替予算の作成上物資別に区分することが適当でない貨物を除く。）の物資別数量の見積書を添付しなければなら

ない。
3 外国為替予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例による。但し、参議院が、衆議院の可

決した外国為替予算を受け取った後、国会休会中の期間を除いて十五日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第十六条の見出しを削る。

第十七条の次に次の一条を加える。

第十七条の二 外国為替予算は、左に掲げるところに従つて、作成されなければならない。

一 当該予算期における外国為替の使用可能量を総括的に表示すること。

二 輸入貨物については、物資別金額に区分すること。但し、物資別に区分することが適当でない貨物については、その区分によらないこと。

三 貿易外の支払については、用途別金額に区分すること。

第十九条を次のように改める。

（外国為替予算の変更）

第十九条 内閣は、外国為替予算の変更を必要とするときは、国会の議決を経なければならない。この場合においては、第十五条の二第三項の規定を準用する。

第二十條中「閣僚審議会により」を削り、「閣僚審議会の承認」を「内閣の承認」に改める。

第三章中第二十條の次に次の一条を加える。

（政令への委任）

第二十條の二 外国為替予算の作成の手続その他外国為替予算に関し必要な事項は、政令で定める。第六十六條の次に次の一条を加える。

（輸入の実績の国会への報告）
第六十六條の二 内閣は、毎予算期の外国為替予算に基く輸入為替手形の決済の実績についての明細な報告書を、当該予算期の末日から二月以内に国会に提出しなければならない。

附則

1 この法律は、昭和三十年四月一日から施行する。但し、第三条の改正規定及び附則第三項の規定を除く部分は、同日に開始する予算期に係る外国為替予算から適用する。

2 外貨に関する法律（昭和二十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第六條並びに第十七條第二項及び第三項中「閣僚審議会」を「内閣」に改める。

3 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十三條第六号中「整理し、その他閣僚審議会の事務を処理すること。」を「整理すること。」に改める。

○井手以誠君 社会党両派から提案いたしました外貨予算のことにつきまして御説明を申し上げたいと存じますが、実は印刷する時間がございませんで、ひとつお許しを頂まして、後刻印刷物をお手元に配付するようにいたしたいと思ひます。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

の予算と表裏一体の重要性を持つことは申すまでもございせん。また経済自立を急がねばならない今日、輸入の統制のために厳格な為替管理を行うことは当然でございせん。

（内閣委員長代理退席、浅香委員長代理着席）

ところが国の予算は、国会において慎重審議されておりますのに反して、外貨予算は、閣僚審議会において作成、決定され、国会はただ外国為替資金特別会計の歳入歳出予算額とその予定損益計算を承認するにすぎないのであります。従いまして今日半期ごとの外貨予算ありとは申しましたが、その作成と外貨割当は放漫に流れ、近時思惑輸入はますますばばしくなり、不急品やぜいたく品はどしどし輸入され、率直に申しまして輸入は野放しの体でございまして。そのために昭和二十七年夏十一億ドルを越えまして外貨保有高は、この三月末八億二百万ドルに激減し、

実質的には七億ドルを割つて外貨の危機が叫ばれておるのであります。このように無計画にひどい輸入の増大は、国内の消費景気をあおり、インフレーションを進め国際物価に比して割高を生じ、同時に国内の金融は梗塞されて、中小企業は行き詰まり、勢い輸出は伸び悩み、国際収支悪化の悪循環を招きまして、二十八年度は実質的に三億九千万ドルの赤字となり、為替レートに大きな暗影を与えるに至つておるのであります。従いまして国民に耐乏生活を

をしている一兆円緊縮予算も、このようない自由放任の輸入状況ではほとんどその効果を抹殺されることになるのであります。

もちろん政府は、最近この輸入に若干の調整措置を講じてはおりますが、なおきわめて不十分のうらみがござい

ます。貿易の前途を思ひますときに、予算の一切を今日の行政機関にゆだねることのできない憂うべき事態に立ち至つておるのであります。

また国の財政経済政策に至大の関係を及ぼす外貨予算に国会が関与することとは、財政監督の権限から申しまして当然のことと存するのであります。

ここに外貨予算を国の予算と関連して国会の審議にかけ、輸入を計画化して、わが国経済の自立をはかるうとするのが本案を提出した基本的理由でございます。すなわち現在外貨予算を決定しております閣僚審議会を廃止し、外国為替予算は国会の議決を要することをいたしましたのであります。

次に、内容の概略を御説明申し上げます。第一に予算期を一箇年といたしました。昭和二十五年民間貿易再開時の外貨予算は、四半期制度であり、次いで二十七年から半期予算となつて今日に至つておりますが、輸入の計画化をはかるには長期予算が必要であり、現在でも年間計画のわく内で半期予算が決定されておりますし、国会の会期の都合もあり、取引上の機動性を失わないためにも長期予算をきめ、弾力性を持たせておくことがむしろ商取引の機をつかむに利便であると存するのであります。

第二に、外国為替予算の議決は、国の予算の例にならうことにならしてお

ります。その性格を考え、内閣は二月末までに予算を提出し、国会は大体三月一ばいで議決するようにいたしました。

第三に、輸入物資は、経済自立に必

要な最小限度に押える必要があり、物資別金額を明らかにする方針であり、また、使用細目の公開は取引に不利を生じますので、時期別、積出地別の細目はいたらないこととしたのであります。

第四に、この予算の変更は輸入統制の重要性を考慮し、国会の議決を必要とするにとし、輸入実績についても、国会に対し早期に報告せしめることにいたしました。

以上が本法律案を提出いたしました理由と、そのおもなる内容であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御協賛くださいますよう、切にお願いを申し上げる次第であります。

○淺香委員長代理 これにて提案趣旨の説明は終了しました。本案に対する質疑は次会に譲ることいたします。

○淺香委員長代理 引続き出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律案、証券取引法の一部を改正する法律案の両案について質疑を続行いたします。小川豊明君。

○小川(豊)委員 河野銀行局長にお尋ねいたします。銀行局長は日本の金融の大元締めであり、金融を円滑に推進する立場でありますから、私はいろいろな疑問の点をお尋ねするわけですが、大臣のその場しのぎの答弁というよりなことではなく、ほんとうの真実の点をお聞かせ願いたいと思ひます。そういう点からこういふような法案を出すなればならぬ現状とでもいいですか、そういうような国の経済事情をどういふふうにお考えになつておるか、金融事情をどうお考えになつておるかという点を伺ひたいのです。そこ

で今の政府の経済政策は、インフレの収束、これが根幹をなしておるものでありまして、従つて通貨の安定とか、物価の引下げとかいふものはここから出て来る、そのために打たれる手が予算の緊縮であり、あるいは金融の引締めであり、また耐乏生活の運動になります。行政整理の問題が出て来る、全企業の再建整備を唱道しなければならぬ、こういう結果になつて現われて来るのであります。こうした一連の政策が、一方においては官庁や会社や工場等から行政整理あるいは企業の再建整備等によつて退職者を相当大量に出して行くようになるわけでありまして、こういう人たちは退職金をもつて生活設計をしなければならなくなつて来るというふうなことから、危険をあえて冒しても高利の預金に飛びつかざるを得ない情勢が出て来る。一方、金融引締めから中小企業金融は非常に不利なことはだしくなつて来る。大企業の手形等の引延ばし等がほとんど中小企業にしてお寄せされて来るわけですから、こういうところから、あるいは手形のつなぎ融資というふうな形で盛んに中小企業に行われて来ると三十銭の日歩であるうが、四十銭の日歩であるうが、それは十日か十五日、あるいは三十日程度のものを借りるとするならば、これはそのものを論じないでもそこに飛びつくような情勢が出て来る。こういうふうな一方においては危険だとは思ひつても、高利まわりに飛びついて行くようなものを輩出し、一方においては金融難から高金利であるうが何であるうがそのつなぎ融資を求めなければならぬというふうな階層がどん／＼激増して行くのです、こういうことは、た

とえばこの法案を見ますときに、保全の問題や日殖の問題、いろいろの問題、弊害が出て来た、従つてこれを取締る方法を講じなければならぬといつて、こういうものをつくつて来ておるわけですから、たとえ町の相互金融組織のあれがいかうか悪いとかいふ議論を別にしても、こういうものが出来て来る要因といふものをつきつていかんければならぬ、そういうものをその要因に對する対策がもしなくしてこれを単に取締つても、それはちやうど菌に對して湿度と温度を十分に与えるならば菌はいくらでも繁殖して行くわけなんです、これを撲滅しようとしたつて、それに湿度と温度が十分に与えてあるならばこれはなくなりつてはならないと同じように、こういうふうな情勢の中では、こういう金融機関といふものが生れて行く湿度と温度といふものは十分与えられてゐるからわれ／＼は出て来るのではなから、こう思う。そこでこういう立法をして行くことは、先ほどのあなたの答弁を聞いてみると、これは単なる禁止立法じゃないんだとおつしやつておられるけれども、私もどう考えました、これはやはり禁止立法と同様のものになつて来るのじゃないか、こう思う。それは是非は別としてこれに對する対策を立てておかなかつたら、これは形をかえてやはり幾つも／＼出て来る、これは形をかえても出て来る。そういうところからわれ／＼はこの対策といふものを立てられなければいけないと思ふ。ところが今日において、国民金融公庫の制度があり、中小企業に對する商工中金もあり、金融公庫もあるけれども、こういうところの資金といふものは遺憾ながらそう充足されて

はいない。さらにその手数は煩瑣である。ここにどうしてもあさつてかやのあさつて五十万なり六十万なり金がいふといつて、国民金融公庫や商工中金へ行つても資金計画を出せと言ふ。こういう中小企業は四箇月も半年も前に資金計画といふものはなか／＼立てられないうのが今日の中小企業の現状なんです、そういうふうな制約がある。銀行へ行つて金を借りたとしても、あなたは御承知かどうか知らぬが、今日ほとんど同建金融なん、百万円の金額に對して二十万円といふものを預金しておかなければならぬし、それでやはり高金利である。そういう点を考えれば、ここから借しても、金利においてははずる程度は違ふけれども、急場をしのげるというところから、こういうものがどん／＼利用されて行く結果が出て来る。それをもしこういうことに対する弊害が然るべきでないのだ、こういうことならば、あなたの立場から言うならば、その弊害をどりのけるには、ただ単なる法律をつくつてそれを取締ることによつて弊害がどりのけられるのではなくして、これに對する根本的な対策といふものが立てられて初めて弊害といふものはどりのけ得ると思ふ。もしそれが商工中金なり国民金融公庫、あるいは銀行等でもいいですが、そういうところが簡便に――野放図といふ意味じゃありません、もつと簡便に中小企業の要求を充足することができたなら、そうしてその金利が高くなつたとするなら、いかにあなたの方で奨励しても今の町の相互金融とか株主相互金融とかいふものは私はできないし、また發展するような要因はないと思ふが、それが發展す

る要因といふものをどういふふうにお考えになるか、またそれに対する対策といふものをどうお立てになるかといふこと、この見解を私はお聞きしておきたいと思ふ。

○河野政府委員 非常に重大な大きな問題でありますとともに、これに對する解決の方法は非常に困難な問題だと私は思ひます。今御指摘のありましたように、この法案が原案通り通過いたしました場合には、必ずしも今あります株主相互金融あるいは貸金業自体、これらのものが、この法律ができたことによつてすべてそういうものがつぶれてしまふといふことは全然私どもは予想しておりません。従ひまして、今後におきましてもこの法律に沿つてこの法律に違反するような状態さえ起らなければ貸金業者といふものは従来通りの仕事を続けて行かれるものであります。かつこれらの貸金業といふものが、今御指摘もございましたように、社会的にそういうものに対する需要がある、その需要に對して応ずるといふことについては、やはりそれ自体の社会的必要性といふことが十分あるということも認めなければならぬと思ひます。その限りにおいては、私もそれはそれがそういう面において金融の道をつけて行くといふことについては、これが満たされることは決して悪いことではないと考へております。ただそれが度を踏みはずすことによつて公衆に非常な迷惑を及ぼすといふことだけを私もはとめて行かなければならぬと考へておるのであります。お話のように、一般の零細金融に對する政府の施設が十分でない、これらに對する施設がも

る要因といふものをどういふふうにお考えになるか、またそれに対する対策といふものをどうお立てになるかといふこと、この見解を私はお聞きしておきたいと思ふ。

○河野政府委員 非常に重大な大きな問題でありますとともに、これに對する解決の方法は非常に困難な問題だと私は思ひます。今御指摘のありましたように、この法案が原案通り通過いたしました場合には、必ずしも今あります株主相互金融あるいは貸金業自体、これらのものが、この法律ができたことによつてすべてそういうものがつぶれてしまふといふことは全然私どもは予想しておりません。従ひまして、今後におきましてもこの法律に沿つてこの法律に違反するような状態さえ起らなければ貸金業者といふものは従来通りの仕事を続けて行かれるものであります。かつこれらの貸金業といふものが、今御指摘もございましたように、社会的にそういうものに対する需要がある、その需要に對して応ずるといふことについては、やはりそれ自体の社会的必要性といふことが十分あるということも認めなければならぬと思ひます。その限りにおいては、私もそれはそれがそういう面において金融の道をつけて行くといふことについては、これが満たされることは決して悪いことではないと考へております。ただそれが度を踏みはずすことによつて公衆に非常な迷惑を及ぼすといふことだけを私もはとめて行かなければならぬと考へておるのであります。お話のように、一般の零細金融に對する政府の施設が十分でない、これらに對する施設がも

る要因といふものをどういふふうにお考えになるか、またそれに対する対策といふものをどうお立てになるかといふこと、この見解を私はお聞きしておきたいと思ふ。

つと充実するならば、こういった弊害が起る心配はないではないかという御指摘であります。この点はまったく御指摘の通りだと思います。私どもも零細の金融といたしましては、政府の機関等に、国民金融公庫を初めとして、できるだけ財政の許します限りにおいて、これらの資金源の充実をはかり、かつその金融の仕方をできるだけ簡易迅速に行うように努力はいたさせて参つておりますけれども、何分にも需要の面が非常に大きいために、これに適合するだけの資金源の充実ということもいまだなしかねておるような事態であります。また中小企業の金融にいたしましては、いろいろ政府の機関もつくり、また一般の中小金融の正統の金融機関の活動についても、できるだけこれが活動の拡充をはかつて参りますために、あるいは保険制度、あるいは信用保証協会の制度等の充実をはかつて参つておるのではありませんけれども、これらについては、御指摘のように十分にその目的を達しておるとは言いがたいと思つております。今後におきまして、こういった方面についてはできるだけ充実をはかつて、必要な金融の道について支障のないように努めて参りたいと考えておる次第であります。しかしながらこれらの零細金融と申しまして、これがやはり預金者を持ち、あるいは政府の資金から出て参りますということになりますと、どうしてもやはり納税者に対する損失をできるだけ少なくする、あるいは預金者に対する保護に欠けてはならぬという点から、やはり金融というもののうち内においてこれらの問題を処理して行かなければならぬと思

ます。そういった点から、おのずから全然調査もしないで零細金融に対する要求に対してただちに応ずるといふことは、今申し上げたような施設からいつてなかつて困難である。さればといつて何箇月かかつてもやむを得ぬと申しておるのではありません。できるだけ簡易かつ迅速に行行えよう。今後とも努力いたして参りたい、かように考えておる次第であります。いろいろ中小金融全般の問題についての打開策について御指摘もあつたのであります。今後においては努力をいたしたい、これは私心からそう考えておる次第でございます。努力して参りたいと思つております。

○小川(豊)委員 これはもう細目なんです。この法案が通つても、銀行局長はまじめに適法にやつておられる方々にはさしつかえないのだ、こういう答弁なんです。まさにその通りだと思つて、しかしこの法案が通つて、勢い一つの情勢といふものから、それらの方々でもつづけるを得ない結果になるのではないかと考える。これはあなたの見解と違つて来るかもしれない。そこで問題は、一つの社会悪的なものを是正するといふ建前でこの法律を立案されたのか、それともこれは禁止すべきだといふ建前に立つて立案されたのか、ここはやはり重大な要素になつて来る。あなたの答弁で行くと禁止立法ではなく、やはり是正するよりな建前をとつてやつて行く、こういうふうに私は承してゐる。そうだとすると、この法案の中に、先ほど春日君も該博な意見を述べられたが、解釈の仕方によつてここかなりの矛盾が出

て来る。この解釈の仕方によつてある地域においてはやつて行ける、ある地域ではこれが摘発され、検査されるといふような問題が出て来るのではないかな。そういうことはやはり法としてはなるべくならしめるようにすべきである。従つてこの見解といふものを私はどうしてももう少し統一できるような、商売をなさる方、これに加盟する多数の人たちが、これに対する見解をもつと率直に、スムーズな形で受入れられるようにしなければ、ちよつと危険が出て来るのではないか、こういうことも考えられる。どうもこの点、私はそういう意見から見ると、大分弊害が現われて来たから急遽立案したといふところに、においてややはり弾圧立法的なにおいがせられない、この思われる。これは銀行局長として、そういう点から、もつと前に注意する方法もあつたらう、警告する方法もあつたらう、あるいは法律がなくとも指導する方法もあつたのではないか。そういうことが欠けておつて、急にここで権力だけで臨むといふことに對するこの考え方、従つて個々の条文については、私はきよは時間がありませんから避けますけれども、こういうことについて、今までどういふものがたいへん大きな弊害がもう出て来ておることも事実だと思つております。保全経済会や日殖等、これと類似のいろいろのものが出ておる。これらが町の預金者、しかも零細な預金者に及ぼした弊害は、保全経済会や日殖を取上げただけでも少くとも数十億、あるいは百数十億と思われる。そういうような弊害が国民の中に出て来ておるのだ。それはわかつておるんだから、む

しろここはあなたの方で勇氣をもつて、そういうものの弊害を除去するためにも、もつと公的な金融面に対して勇氣をもつて臨めば、その弊害はもつと早く除去されたのではないかな、こういうふうに私は考えられるのだが、これに對してあなたはどうかいうふうにお考えになられるか伺いたい。

○河野政府委員 この点は私どもは非常に慎重には検討いたしましたけれども、決して臆病であつたわけではありませぬ。特にこの第二条の規定等については、これは貸金業者の取締りに關する法律の第七條にも現にあるわけでありまして、預かり金をしてはならぬといふことはございまして、これらの点は検査をしたりいたしまして、貸金業者が預かり金をしてはならぬといふことはたび／＼申しております。具体的に、こ

す。従いまして保全経済会等につきましては、詐欺罪でこれは検査されたものでありますけれども、そういう詐欺罪までは行かない。少くとも取締りの面から見まして、詐欺罪をもつてこれを取扱うところまでは行かないけれども、しかし詐欺に類する行為であつても、社会的に非常な弊害を及ぼすおそれがあるという行為をばつきり法律でもつて禁止することが必要であらうといふことで、この条文ができたのであります。この条文がない場合と、この条文がある場合と、實際の取締り上どの程度の相違があるか等につきましては、これは取締り当局の方からのお話を聞き願ひたいと思つておりますけれども、少くとも現在この条文がございませぬ場合におきましては、その取締りにあたつて非常に取扱いがむづかしいといふことは事実であると思つております。この条文ができれば、その辺の取締りが非常にやりやすくなるといふことは現実の問題として言い得ると思つております。

たが／＼申しております。具体的に、こ

○小川(豊)委員 もう一点。私は詐欺罪であるといふならば、これは法務当局が取締るべきことだと思つておりますが、銀行局長として考えなければならぬのは、詐欺罪であるとかないとかの問題でなくて、そういう形が多数の零細金融者に何十億という迷惑を及ぼしておる事実、これが銀行局長に対しては問題になつて来ると思つております。その点はあとにしまして、そこで先ほど私の聞き違ひであるかどうかをわかりませんが、もし聞き違ひであつたらお許し願ひたい。先ほどあなたの御答弁で、不特定多数から出資を求めるのが悪いのではなくて、ただそこで誇大宣

第一類第六号 大蔵委員會議録第五十一号 昭和二十九年五月七日

伝等によつて誤解を生ぜしめるような行為がいけないのだ。こういうことになつて来ると、不特定多数から出資を求めるということは、これは問題でなくない。そうすると、今度は誇大な宣伝あるいはまた誤解を生ぜしめるような行為、さつき春日さんが言つたようなものだが、そこでそういう一つの尺度といふか、こういうものが当局によつて拡大解釈されたりあるいは縮小解釈されたりすることが出て来ると、ただ単に通念とかなんとかいうことだけではこれはやり得ない問題が出て来ると私は思う。この点をこの法案でもつとつくり打出すことが必要になつて来る。ただそういうものを打出す文章なり技術なりがあるかということになる、これはあなたの方の問題になるのだが、私はそれを打出す必要があると考えるのであるが、そういう点について、あなたの方ではどうお考えになつておるか伺いたい。

○津田説明員 その点でございますが、これは先ほど銀行局長が申し上げましたように、長い期間にわたりまして大蔵省当局と協議の上できつた条文なんです。最終的には、要するに出資というものはやはり間違えれば出資金額がなくなることがあるということと誤解させないようになさうというところが目的なんです。出資は出資であります。事業がもうかれぱいくらでも配当ができ、元も返ります。しかしながら間違えれば配当もできないし元も返りませんというものはつきりして出資を受けるのならば、いかに不特定多数の人から受けてもさしつかえない。そこを禁止しておるのではありません。でありますから、出資を本来の

姿で受け入れないといふことがこの第一条の目的でありますから、その趣旨からはずれてはいけないということを中心にしてこれを解釈いたしますならば、表現の点につきましては、これ以上こまかくすることは、必要性的問題であります。できるだけこまかくすることは適當だと思ひますけれども、しかしながら個々の事象をとらえて全部にわたつて規定するということは、これは煩雜のみならず、とうてい網羅し得るものではありませんので、やはり法律の解釈論、これはもちろん一般大衆が知つていただかなければならぬのですが、法律の解釈論として、論理的に出て来る範圍によつて運用する以外にはないと思ひます。私どもは立案にあたりまして、少くともこれ以上の表現方法は今のところは考え得られないといふところでこの法案を提出した、かように御了解願ひたいと思ひます。

○福田(繁)委員 議事進行についてちよつと一言。この法案に關しての質問は、自由党並びに社会党両派には大体一段落ついたのではないかと私は思ふ。ただ残されるのは、改進黨の私の質問が残つておるにすぎないと思ふのであります。かねて私は委員長に申し上げてありますように、この法案に關しては、いささか銀行局長なり法務当局の御意見を伺いたい点があるわけなんです。本日は不幸にして時間がありませんから、本日はこれで散会されて、次回の委員会の勢頭で改進黨の福田繁芳に質問を許されることをなされるならば、大体要点のみ約一時間ないし二時間くらいで終えます。それを終えますれば大体質疑は済むと思ひます。

から、ただちに各党の打合せを開かれて、そこでこの問題をいかに上程するかということをお満裡に協議されんことを動議として提出します。

○淺香委員長代理 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○淺香委員長代理 速記を始めてください。

次会は来る十一日火曜日午前十時より開会し、出資の受入、預り金及び金利等の取締に關する法律案並びに証券取引法の一部を改正する法律案の兩案の取扱ひについて協議懇談をいたしたいと存じます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十二分散会